

■ なんば広場 ほこみち公募要項 概要（詳細版）

1 地域環境保全に関する業務				既存 新規
1) 清掃等・巡視点検及び日常管理業務				
	必須業務	① 清掃等・巡視点検	・掃き掃除は毎日1回以上(毎日16時以降)	既存
	必須業務	② 清掃・巡視点検の記録・報告	・清掃・巡視点検の結果を記録し、定期的に取りまとめ業務報告書として関係部署へ提出すること ・記録・報告の頻度及び様式については、本誌と協議の上で決定	新規
	提案事業	① 追加清掃などの実施	・追加清掃等の実施時期や頻度について提案してください	新規
2) 自転車利用等の適正化啓発業務（非収益活動）				
	必須業務	① 自転車押し歩き促進	・案内サイン付き植木鉢を6か所設置 ・植木鉢の水やり等の維持管理 ・月1回以上の頻度で広場内を自転車に乗車して通行する者に対し、声を書ける等の啓発活動を実施	既存
	必須業務	② 放置自転車対策	・ミナまち育てネットワークが開催している自転車対策WGへの参画 ・ 放置自転車等啓発指導員の登録 ・市が実施する放置自転車対策・自転車撤去活動（3人で30分、月2回程度）に協力	既存
	提案事業	① 追加案内サインの設置	・自転車押し歩き促進の啓発強化のためのサインの設置	新規
	提案事業	② 追加啓発活動	・放置自転車対策の啓発活動の実施	新規
2 にぎわい創出に関する業務				
1) 日常時の滞在空間創出業務				
	必須業務	① 区域①における机及び椅子等の設置・管理運営（非収益活動）	・机35台及び椅子100脚を設置	既存
	必須業務	② 区域②における机及び椅子等の設置・管理運営（非収益活動）	・占用開始から2年以内の3月～5月もしくは9月～11月のいずれかの期間内の1カ月間で机及び椅子等を設置する時期を決め、効果検証を行うこと。 ・机及び椅子は24時間設置を基本とし、常駐警備員の配置及び自転車の侵入を防止する柵（チェーンポール等）・プランターの設置といった安全対策を講じること。	新規
	必須業務	③ 無線基地局設置管理業務（非収益活動）	・公衆無線LANアクセスポイントとなる無線基地局の2か所の日常 ・令和8年7月1日より道路使用及び道路占用、日常管理・占用料の支払い ・導入費、通信料、光熱費は計画認定者が負担しない。	新規
	提案事業	① 区域①における机及び椅子等の拡充等	・設置している椅子・机の品質を高めて、設置する量を増やす等の提案 ・管理運営計画を提案すること	既存
	提案事業	② 区域②における購買施設等の管理運営（収益活動）	・区域②への購買施設等の設置（特定の者のみを対象としたものは不可／飲食に関するものは不可） ・維持管理協力金・使用ルールのとりまとめ・公表 ・ 購買施設の維持管理協力金の日額は、占用料の1/10以上を水準とすること（332,000円/㎡・年）	既存
2) イベント関連業務（収益活動）				
	必須業務	① イベント共通事業	・使用ルールを作成し、イベント実施主体に遵守させること。 ・企画内容が①～⑤のいずれかに適合していることについて、イベント開催までになんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会に確認してください。 ・行政イベントは10%を上限とし、残りの枠は地域イベントと民間イベントで半々になるようにすること。	既存
			※区域④について ・市が占用主体となり、午前9時～翌午前1時までの時間帯で行政・地域イベントのみで使用が可能 ・区域④単独のイベント等での活用となる場合は本市がイベント主催者との調整を行う ・区域④の利用に関しては、維持管理協力金の徴収は不可 ・区域④の一部がほこみち区域に指定された時点で認定有効期間が残り1年以上である場合、最終事業年度（令和10年7月1日～令和11年6月30日）については当該区域を区域①～③と同様に取り扱う	新規
	必須業務	② 他者イベント関連業務	【維持管理協力金】 ・現在の金額を参考に、区域①～③の維持管理協力金の区域ごとの金額を設定し、徴収してください。 ・期間を通じて一律の設定とせず、季節、時間帯、他者との競合時など、想定される状況に応じた設定とすることや、使用面積に応じた設定とすることも可能。 ・行政イベント及び地域イベントは、現在の維持管理協力金の額以下となるよう設定してください。 【建設局主催のイベント】 ・本市建設局（道路管理者）が主体となって実施する道路管理や適正化・高質化や歩行者の利便増進等に寄与するイベントについては、維持管理協力金は免除。 ・当面予定している当該イベント期間は令和7年9月21日から29日であり、以降も毎年1週間程度、同様のイベントの実施を予定。	既存
	提案事業	① 民間イベント誘致方策検討・実施業務	・民間イベントを誘致する方策（体制、手法など）について提案し、提案に基づき誘致方策を検討し、実施してください。	既存
	提案事業	② 魅力の高い他者イベント方策検討・実施業務	・実施可能であると考え魅力的な他者イベント内容及びその実現のための方策について提案 ・提案したイベント及びその実現のための方策は必ず実施すること	新規
	提案事業	③ 自主イベント実施業務	・にぎわい創出、地域課題解決、収益増加等の観点から想定する自主イベントの内容について提案 ・提案したイベントは原則実施ですが、やむを得ないと認められる場合は実施しないことも可能とします。	新規

3 広告に関する業務				
	必須業務	①デジタルサイネージ・パナー等の設置・管理運営業務（収益活動）	・デジタルサイネージ及びパナー等（施設等 A）を、令和 7 年 11 月末までを目途に設置し、広告の放映や施設等 A 管理運営、広告料等の収入の徴収をうこと。 【デジタルサイネージについて】 ・放映時間は 9 時～24 時 ・広告の放映時間は全体の 9 割を上限、残りの枠は公共情報発信に利用 ・放映当初は静止画及び急激な画面転換のないゆるやかな動画（以下「静止画等」という。）のみとし、安全性等の影響がないことを実地調査及びアンケート調査等で 1 か月程度検証し、その検証結果のとりまとめ（放映した動画のサンプル、周辺への影響の状況がわかるもの、アンケート概要及びとりまとめ結果等）をしてください。 ・上記検証結果によりテレビ CM 等と同程度の速度の動画（以下「通常速度の動画」という。）の放映について本市が問題ないと判断した場合、本市職員の指示のもと、通常速度の動画放映の検証（2 か月程度の想定）を実施することとしてください。	新規
	提案事業	①デジタルサイネージ追加設置に係る検証	・区域①の範囲内でデジタルサイネージを追加設置する場合における効果及び支障の有無について、検証する方法を提案	新規
4 安全で安心な環境づくりに関する業務				
	必須業務	①広場の警備業務に係るカメラの設置・管理運営業務（非収益活動）	・防犯カメラを6台設置 ・現在の器材はリース料年額250万円程度	新規
	提案事業	①災害時の情報発信	・災害時の情報発信体制及び想定する発信内容を提案してください	
5 情報発信及び地域との連携業務				
1) 情報発信業務（非収益活動）				
	必須業務	① 専用 Web サイトでの情報発信	・広場の情報、交通規制情報等を発信する専用 WEB サイトの作成	既存
	必須業務	② デジタルサイネージでの情報発信	・地域情報（認定計画提出者が地域団体と連携して作成）、公共情報の発信	新規
	必須業務	③ チラシ配布での情報発信	・自転車利用等の適正化啓発業務等で大阪市が求めた場合は、チラシを作成・配布し、広場利用者に情報発信すること	新規
	提案事業	①効果的な地域情報の発信コンテンツ作成業務	・地域のにぎわい創出や回遊性向上などに繋げるため、デジタルサイネージ等の媒体を使用して発信する地域情報の発信コンテンツについて提案し、作成	新規
2) 地域との連携業務				
	必須業務	① 地元団体への事業内容共有	・なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会に、事業計画等の事業内容を共有してください。 ・運営開始後は、毎年度事業開始時及び中間時、年度末の計年 3 回を基本し共有してください。	既存
	提案事業	① 周辺地域との連携	・周辺地域との連携を図る具体的な取り組み内容について提案してください。	既存
6 利益確保時に必須業務となる業務（非収益活動）				
		① 広場警備業務		新規
		② 広場の小規模修繕など業務		新規
		③ 広場の維持管理等に寄与する業務	・市と協議の上、広場の維持管理に寄与する業務を実施してください。	新規
7 効果測定・検証に関する業務				
	必須業務	① 事業実施による効果測定・検証	・日常及びイベント時の歩行者等交通量や歩行者等の満足度調査、アンケート調査等について、本市と協議のうえ、認定計画提出者が実施し、その結果を毎年度定期的に集約し、本市に報告してください。	新規
	必須業務	② 民間事業者による自主的な管理・運営に向けた課題及び対応方策の整理・検証	・広場全体の管理・運営をエリアマネジメント組織などの課題及び対応方策の整理（収益確保策、効果的な実施方法）を行い、本市に報告してください。 ・この課題・対応方策整理の内容や本件業務の実施業務を踏まえ、本市において認定有効期間終了後の占用者公募に向けた本件業務の検証を行うため、その検証に協力してください。 ・本件に係る本市の検証の状況により、認定計画提出者と協議の上で、短期間（1 か月程度を想定）での追加の収益活動の実証実験等をしていただく場合があります。	新規
	必須業務	③ 区域②の効果的な活用方法検証	・机及び椅子の設置、イベント使用について検証すること	新規
	必須業務	④ なんさん通り北エリアのほこみち区域指定に向けた検証のためのデータ収集	・なんさん通り北エリアの道路路上での利活用時に、ほこみち区域の指定候補範囲を想定し、その範囲内外の歩行者等の交通流の把握及び交通量調査、イベント等を実施した際の安全性などの検証のためのデータ収集などを 2 ～ 3 回程度行ってください。	新規
	提案事業	① 追加効果測定・検証	・必須業務以外で、都市再生整備計画区域内の滞在快適性、回遊性向上効果を測定し検証する方法（検証指標、検証場所等）を提案してください。	新規
8 次期占用者への移行に関する業務				
	必須業務	① 本件業務の実施に関する引継ぎ		
	必須業務	② 受付済み他者イベントの引継ぎ		

※収支報告：公認会計士のチェックが必要